

(案)

茨木市下水道等事業経営戦略

令和5年(2023年)度 ▶ 令和14年(2032年)度

令和5年(2023年)3月

茨木市

目 次

第 1 章	下水道等事業経営戦略改定の趣旨と位置付け	1
1.	改定の趣旨	1
2.	位置付け	2
3.	計画期間	2
第 2 章	下水道等事業の現状	3
1.	下水道等事業の種類及び下水道施設の現状	3
2.	危機管理	7
3.	経営の状況	10
第 3 章	将来の事業環境と課題	18
1.	人口減少と有収水量の動向	18
2.	改築需要の増加と資金の確保	19
3.	人材の確保と技術の継承	22
第 4 章	本市下水道等事業の目指す将来像とこれを実現するための方針	23
1.	目指す将来像	23
2.	基本目標及び本市下水道等事業の抱える課題を解決するための方針	23
3.	前計画期間の実績・評価	26
4.	経営基盤の強化に向けた今後の取組み	28
第 5 章	投資・財政計画	29
1.	投資計画	29
2.	財政計画	34
3.	投資・財政計画（収支計画）	36
4.	投資・財政計画を踏まえた原価計算表	42
5.	投資・財政計画の総括	43
第 6 章	経営戦略の事後検討・更新等	44
1.	計画の推進と点検・進捗管理の方法	44
2.	経営指標	45

第1章 下水道等事業経営戦略改定の趣旨と位置付け

1. 改定の趣旨

本市下水道等事業は、昭和45年(1970年)9月に公共下水道を供用開始して以来、河川の水質保全、公衆衛生の確保と生活環境の改善及び浸水防除など市民の皆さまの暮らしを支える重要な役割を担っています。現在、高度成長期以降に急速に整備した下水道施設は、一斉に改築時期を迎えることから、施設の維持管理及び改築更新を適切に行っていく必要があります。さらに、大規模災害を踏まえた下水道の危機管理を含めた施設整備や体制整備が求められています。

また、下水道の財政状況をみると、有収水量は、節水意識の高揚や節水機器の普及などから各家庭の排水量が減少傾向にあり、使用料収入も増加を期待できない状況にあります。

このような状況の中、ポンプ場や管路の計画的な改築を進め、施設の健全性を維持していくためには、施設管理の見直しなどの取組みを推進するとともに、今後も市民の皆さまの暮らしを支えるために必要な下水道資産への投資を継続しながら、「投資試算」と「財源試算」を均衡させた収支計画を策定し、中長期的な視点で事業経営に取り組む必要があります。令和4年(2022年)1月に総務省から「経営戦略」の改定推進について」が示され、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、3年から5年以内に経営戦略の見直しを行うことが求められています。平成31年(2019年)3月に策定しました「茨木市下水道等事業経営戦略(令和元年(2019年)度～令和10年(2028年)度)における中間年度において、各目標の達成度及び評価を行うとともに、「茨木市下水道ストックマネジメント計画(令和3年(2021年)3月策定)」による投資・財政計画の見直しを行い、質の高い「経営戦略」となるよう、改定します。

将来にわたって安定的に事業を継続していくため、この計画に基づき、計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ってまいります。

2. 位置付け

本市下水道等事業経営戦略は平成 26 年(2014 年)の総務省からの通知に基づき策定しています。

上位計画である「茨木市第 5 次総合計画」や「茨木市公共施設等マネジメント基本方針」、「茨木市地域防災計画」等との整合性を図るとともに、下水道事業で策定した「茨木市下水道ストックマネジメント計画」、「茨木市下水道総合地震対策計画」及び「茨木市雨水基本構想」の内容を反映しています。

また、本市下水道事業では大阪府流域下水道事業と費用負担等の面で関連しているため、大阪府流域下水道事業経営戦略の将来投資計画等にも留意しながら、本市経営戦略の投資費用に反映させています。

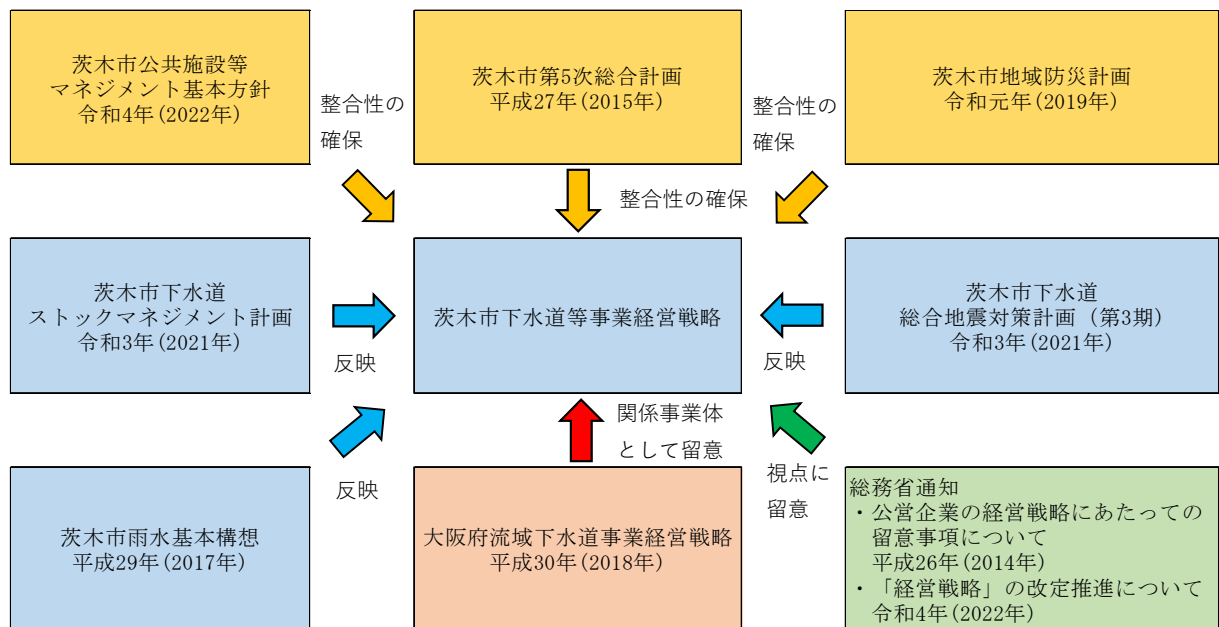


図 1-1 経営戦略の位置図

3. 計画期間

総務省が示す「経営戦略策定ガイドライン」における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は 10 年以上を基本とする」という考え方を踏まえ、長期的な安定を見据えた中で令和 5 年(2023 年)度から令和 14 年(2032 年)度の 10 年を本計画の計画期間とします。

第2章 下水道等事業の現状

1. 下水道等事業の種類及び下水道施設の現状

(1) 下水道等事業の計画

本市下水道等事業の事業区域は図 2-1 のとおり、全市域にわたっています。そのうち、下水道事業の規模は条例で次のように定めています。

・排水区域面積	4,530 ヘクタール
・排水人口	295,830 人
・1日最大排水量	158,270 立方メートル

本市の下水道は終末処理として、大阪府が府内市町村と共同で運営する流域下水道に接続しています。安威川流域である中央処理区は本市宮島にある中央水みらいセンターで、淀川右岸流域である高槻処理区は高槻市番田の高槻水みらいセンターで処理しています。

令和2年度(2020年度)末の下水道普及率は、99.43%、水洗化率は98.99%となっており、100%整備を目指し、引き続き取り組みます。

(2) 下水道等事業の種類

本市の下水道等事業には、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び公設浄化槽事業の3つの事業があります。

a) 公共下水道事業

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道です。

本市の公共下水道は、昭和37年(1962年)10月から中央排水区174haで下水道施設の整備に着手しました。その後、大阪府が建設し、維持管理を行う流域下水道(「安威川流域下水道」と「淀川右岸流域下水道」)に接続し、流域関連公共下水道として事業を進めています。

安威川流域下水道及び淀川右岸流域下水道は、それぞれ昭和42年(1967年)及び昭和45年(1970年)に供用開始され、本市を含む5市1町で発生する下水を広域的に排除、浄化しています。

b) 特定環境保全公共下水道事業

公共下水道のうち、処理対象人口が概ね1,000人未満で、水質保全上特に必要な地区で設置され、下水を処理するものです。

本市では、平成16年(2004年)3月に、安威川ダム建設事業に関連して、大岩・車作・千提寺・忍頂寺・安元地区を特定環境保全公共下水道の区域に定め、事業を進めてきました。

c) 公設浄化槽事業(特定地域生活排水処理事業)

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽を整備する事業として、平成6年(1994年)度に創設されました。

本市では、下水道整備区域以外の地域を対象として、平成25年(2013年)度から合併処理浄化槽の設置及び維持管理を行っています。

第2章 下水道等事業の現状

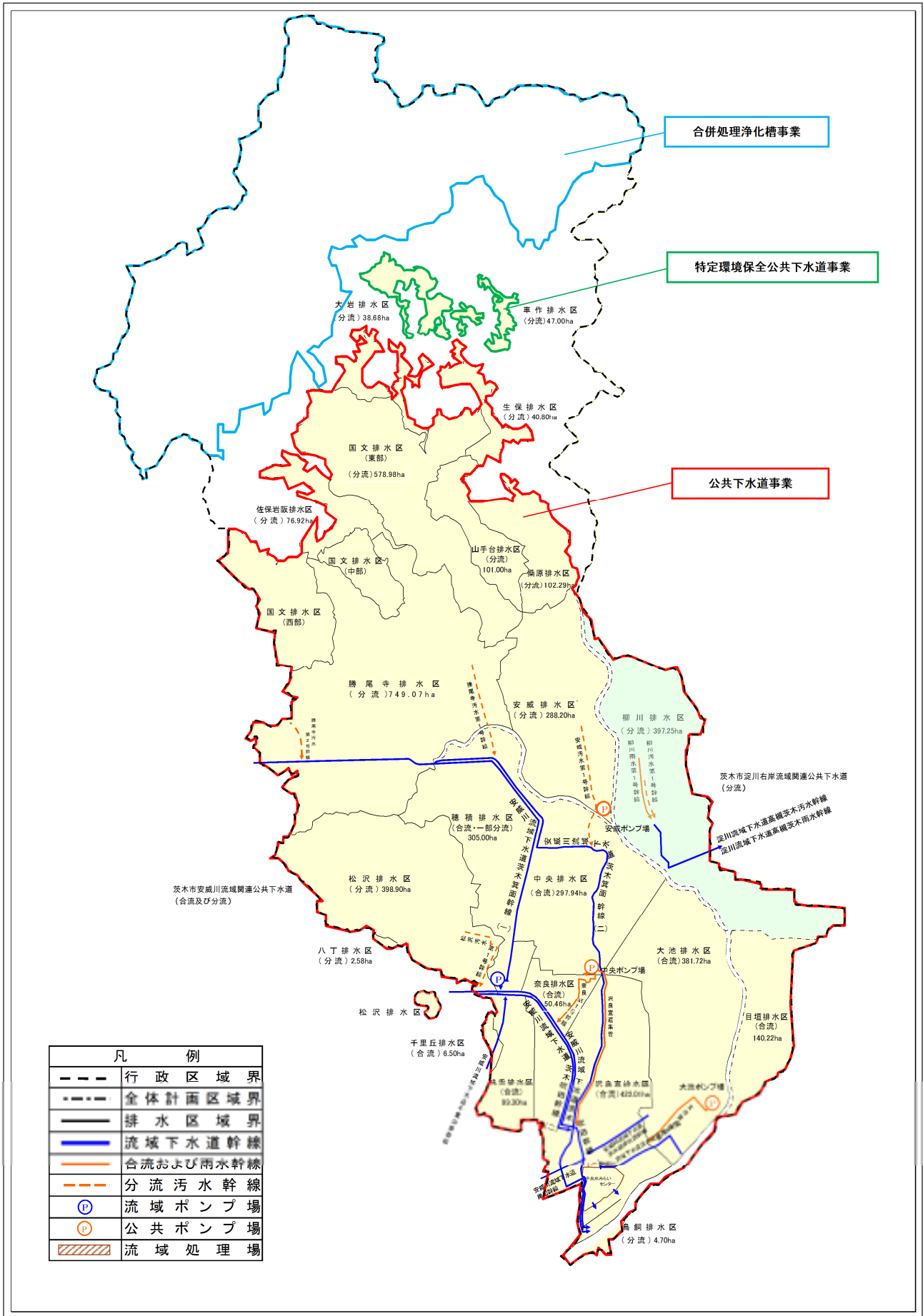


図 2-1 下水道、公設浄化槽整備計画図

(3) 下水道施設の現状

a) 管路

本市公共下水道事業は、昭和45年(1970年)9月に供用開始して以来、汚水管及び雨水管等の整備を行い、その延長は令和2年(2020年)度末で約766.1kmとなっています。

昭和45年(1970年)度の供用開始以降に布設した管路が大半となっており、今後、改築の必要な管路が増加していきます。

平成28年(2016年)度から点検・調査を実施し、老朽化等により健全度の低下が見込まれる管路の改築・修繕を行い、長寿命化を図っています。

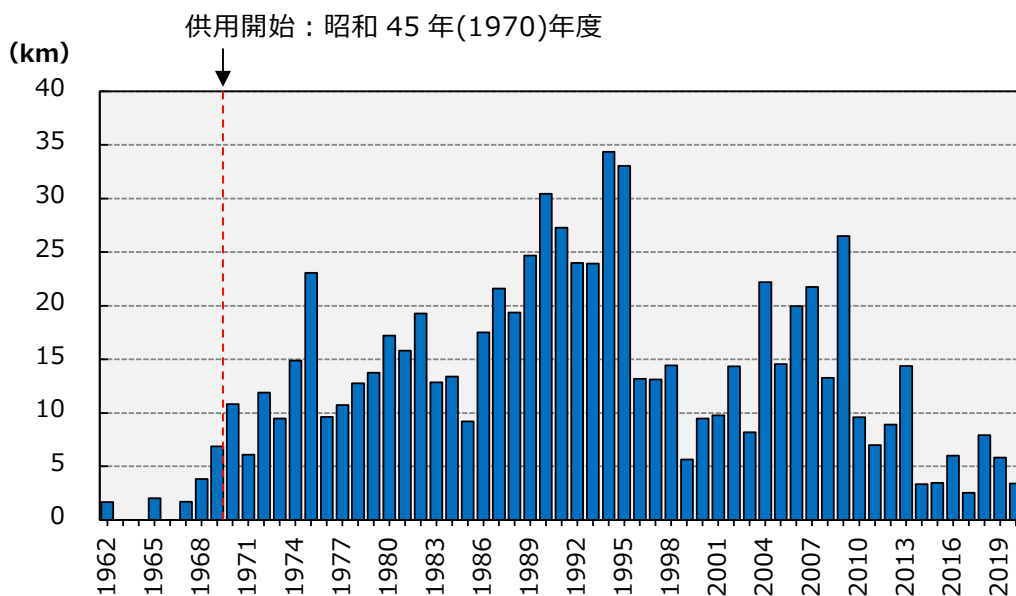


図 2-2 年度別布設延長の推移 (令和2年(2020年)度末)

b) ポンプ場

市内に3か所のポンプ場施設を有しています。

中央ポンプ場では、汚水送水及び雨水排水を行っており、中央水みらいセンターへの汚水送水量は117m³/分、雨水排水量は485m³/分の施設能力を有しています。

安威ポンプ場では、雨水排水を行っており、雨水排水量は954m³/分の施設能力を有しています。

大池ポンプ場では、汚水送水及び雨水排水を行っており、中央水みらいセンターへの汚水送水量は165m³/分、雨水排水量は2,024m³/分の施設能力を有しています。

これまでポンプ場を整備し、浸水防除を図るとともに、合流式ポンプ場である中央ポンプ場及び大池ポンプ場に対しては、合流改善対策¹に取り組み、雨天時未処理放流水の削減に努めています。

表 2-1 ポンプ場施設の概要

名 称		中央ポンプ場	安威ポンプ場	大池ポンプ場	
位 置		小川町2番18号	三咲町1番41号	野々宮二丁目 20番20号	
供 用 開 始 年 月		昭和45年(1970年)9月	昭和46年(1971年)8月	昭和59年(1984年)3月	
排 除 方 式		合流式	分流式(雨水)	合流式	
排 水 量 (m ³ / 分)	計 画	汚水	117	-	165
		雨水	485	1,151	2,314
	現 有 能 力	汚水	117	-	165
		雨水	485	954	2,024

¹ 【合流改善対策】合流式下水道では、雨天時でも下水処理場への下水の流入を一定量以下とするために、し尿を含む未処理下水を河川等に一部放流している。これにより、水域汚染等が社会問題化したため、管路や汚水ポンプの増設による未処理下水量の削減、未処理下水に含まれるごみの除去に関する改良といった対策が全国的に行われている。

2. 危機管理

(1) 想定している災害

本市では、昭和 30 年代後半から昭和 40 年代前半にかけて(1960 年代)市街地の拡大と過密化、高層化が進展しました。これらは、台風や集中豪雨、大規模地震が発生した際に、複合的・広域的な災害の発生と被害を増大させる要因となります。

「茨木市第 5 次総合計画」では、公共下水道の雨水管整備や雨水貯留施設の設置を促進するとともに、地域緊急交通路に埋設された管路の耐震化を優先的に実施するなど、災害への備えの充実を図っています。

なお、本市下水道等施設に対して影響の大きな災害は地震災害となります。本市域に特に関係のある活断層は、市域の中央を東西に通る有馬－高槻構造線活断層系が挙げられ、周辺部にはこのほか、距離を隔てて西方に六甲断層、南東に生駒断層なども分布しています。

「茨木市地域防災計画²」では、本市域に大きな被害をもたらすと考えられる「有馬－高槻構造線活断層系」の地震が発生した場合、人口が密集している市街地において「震度 7」のゆれに見舞われると想定されています。

また、大阪府地震被害想定調査によると、約 100 年～150 年周期で発生すると言われている紀伊半島沖のマグニチュード 8 クラスの「南海トラフ地震」が発生した場合、本市は「震度 6 弱」以上のゆれに見舞われると想定されています。

- (1) 想定地震
起震断層：有馬－高槻構造線活断層系
地震の規模：マグニチュード 7.5 ± 0.5
- (2) 想定時期
冬季の夕刻

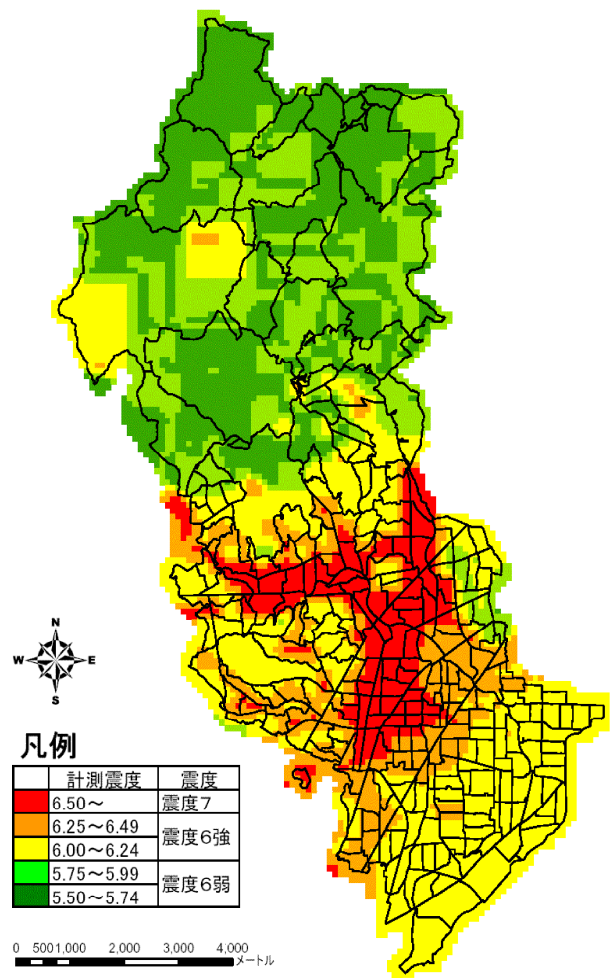


図 2-3 震度分布図

(出典：茨木市地域防災計画資料編 P.23)

² 【地域防災計画】 災害対策基本法に基づき、発災時または事前に地方公共団体などが実施すべき災害対策に関する実施事項や役割分担などを規定した計画のこと。

(2) 地震対策の現状

本市では、平成26年(2014年)度に「茨木市下水道総合地震対策計画」を策定し、南海トラフ地震などの大規模地震に対する下水道施設の安全性を高め、安定した都市活動が継続できるように、大池ポンプ場と流域下水道とを接続する管路施設等や大池ポンプ場の耐震化工事を実施しました。

また、平成29年(2017年)度に「茨木市下水道総合地震対策計画(第2期)」を策定し、大池ポンプ場に流入する管路施設の耐震化を図るとともに、中央ポンプ場の耐震診断を実施しました。

さらに、令和2年(2020年)度に「茨木市下水道総合地震対策計画(第3期)」を策定し、大池第1号幹線及び目垣第1号幹線及び安威ポンプ場の耐震化を図ります。

令和2年(2020年)度末時点で「重要な幹線等³」に該当する管路が約126kmあり、そのうち、令和7年(2025年)度までに耐震性能の不足している約2.1kmの耐震化を計画的かつ継続的に取り組んでいきます。

また、大池ポンプ場の耐震補強を平成26年(2014年)度から進め、平成29年(2017年)度に完了しています。

中央ポンプ場は耐震性能が不足しているため、建替えの検討を進めています。

(3) 減災対策

大規模地震の発生が指摘されている中で、下水道施設を構造面から耐震化する「防災対策」には多くの費用と年月を必要とします。そのため、下水道施設が被災しても下水道が果たすべき機能を維持するために、あらかじめ被災を想定して被害の最小化を図る「減災対策」を併せて実施することが重要です。

本市では、平成29年(2017年)度に策定した下水道BCP⁴を令和2年(2020年)度に改定し、被災時の対策、手順等を取りまとめています。今後は、事前対策や訓練などを行い、その結果明らかになった問題点などを把握し、必要に応じて計画の改善を行い、内容の更新を図っていきます。

また、地震発生後に下水道施設の被災状況を調査及び応急復旧するための基となる下水道台帳のバックアップやシステムの共有を図っています。さらに、茨木市地域防災計画に基づく防災訓練を実施しています。

³ 【重要な幹線等】 河川・鉄道下を横断している管路、避難所等から排出される下水を流す管路、緊急交通路(災害時に救助・救急、医療及び緊急物資の輸送等を実施するための主要道路)に埋設されている管路などのこと。

⁴ 【BCP】 業務継続計画(Business Continuity Plan)のこと。人、モノ、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある中でも、適切に業務を執行することを目的とした計画。

(4) 危機管理体制

本市では、不測の事態に対応するために、危機管理のための各種マニュアルを策定しています。

令和元年度(2019年度)に茨木市地域防災計画が見直されたことを受け、令和3年(2021年)3月に茨木市下水道総合地震対策計画及び関連計画である茨木市下水道BCP(業務継続計画)を更新し、配備体制の変更や想定被害の追加などを行いました。

また、下水道は他のライフラインと異なり、代替手段がないため、災害時におけるし尿について、迅速かつ適正に処理することを目的に近隣市町等との災害相互支援に関する協定を締結しており、大規模災害を想定した協力関係を構築しています。

表 2-2 危機管理のための主なマニュアル

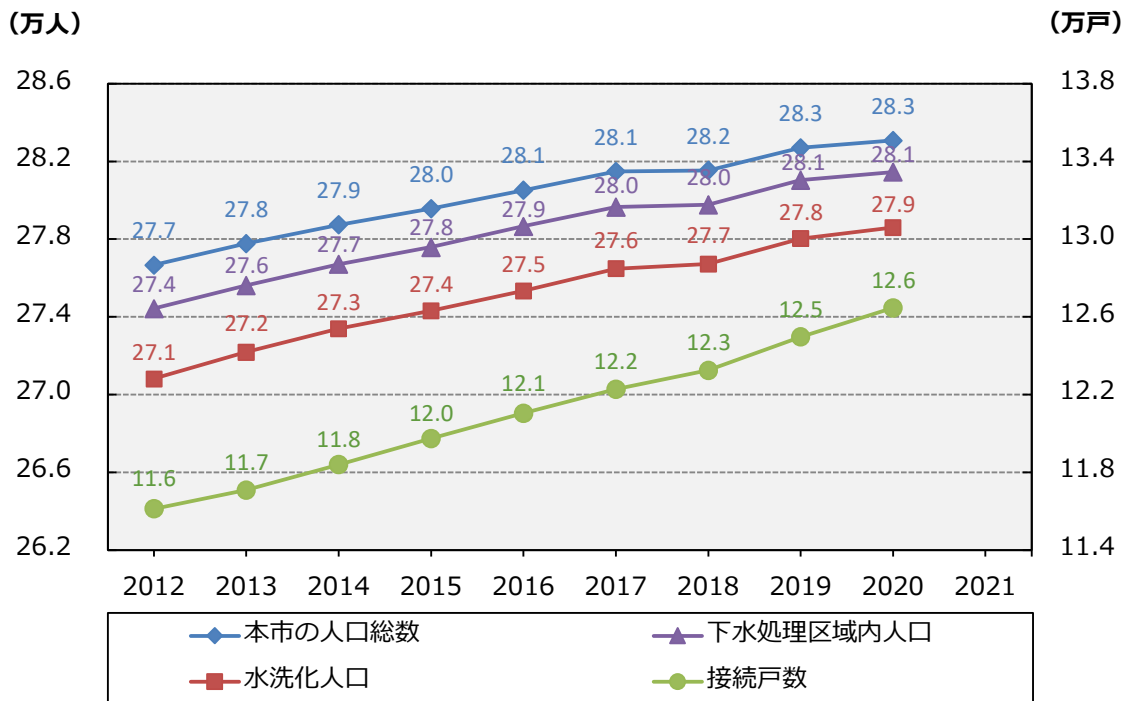
マニュアル名称
茨木市地域防災計画（令和元年（2019年）3月）
茨木市業務継続計画 第3版（令和4年（2022年）3月）
茨木市受援計画（令和4年（2022年）3月）
茨木市雨水基本構想（平成29年（2017年）3月）
茨木市下水道総合地震対策計画（令和3年（2021年）3月）
茨木市下水道BCP(業務継続計画)（令和3年（2021年）3月）

3. 経営の状況

(1)本市の人口等の推移

本市の人口総数は、彩都地区をはじめとする新規住宅開発地区への市外からの転入等により、毎年1,000人ほど増加し続け、令和2年(2020年)度末で約28.3万人となっています。

下水道処理区域内人口、水洗化人口及び接続戸数についても同様に増加し続けており、令和2年(2020年)度末で、下水道処理区域内人口は約28.1万人(99.4%)、水洗化人口は約27.9万人(99.0%)、接続戸数は約12.6万戸(98.9%)となっています。

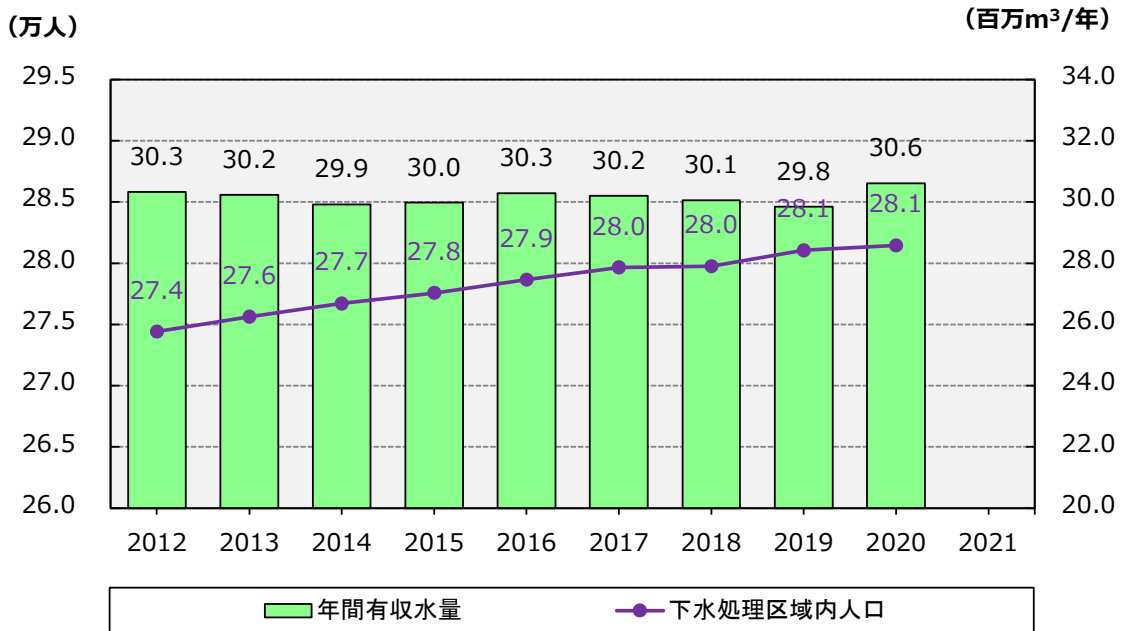


※ 下水道処理区域内人口・水洗化人口・接続戸数は公設浄化槽事業分を除く

図 2-4 本市の人口総数・下水道処理区域内人口・水洗化人口・接続戸数の推移

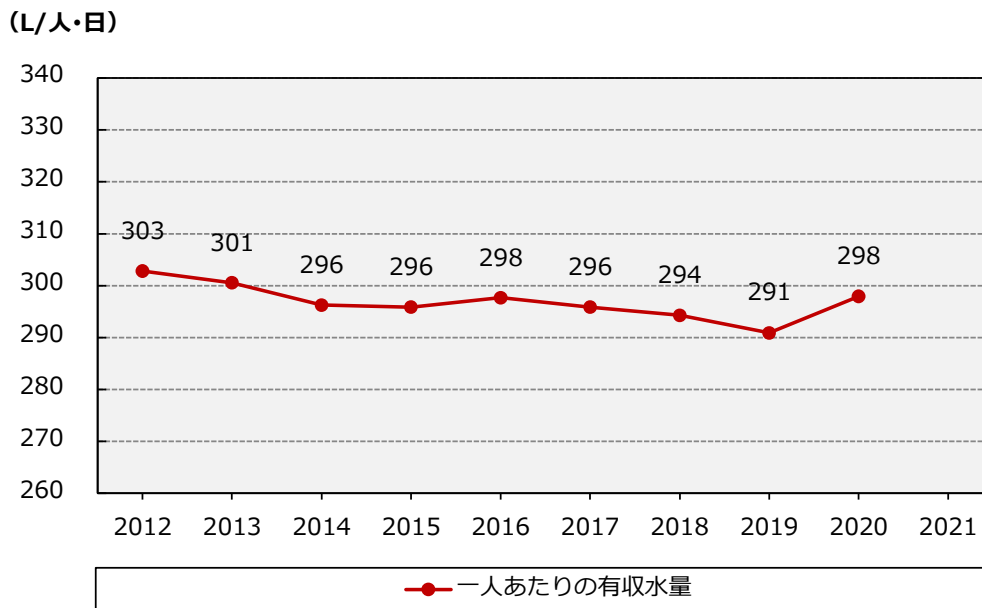
(2)有収水量の推移

有収水量⁵は、下水処理区域内人口が増加しているにもかかわらず、緩やかながら減少傾向です。この要因は、節水意識の向上や節水機器の普及などが考えられます。



※ 年間有収水量・下水処理区域内人口は公設浄化槽事業分を除く

図 2-5 有収水量・下水処理区域内人口の推移



※ 年間有収水量は公設浄化槽事業分を除く

図 2-6 一人あたりの有収水量の推移

⁵ 【有収水量】 下水道使用料の徴収対象となる水量のこと。

(3)財政状況

茨木市下水道等事業の令和2年(2020年)度総収益の内訳をみると、全体の52%を下水道等使用料が占めています。

一方、総費用の内訳は、減価償却費⁶が全体の54%を占めており、その次に流域下水道管理費(24%)、支払利息(8%)となっています。

減価償却費、職員給与費、支払利息は、処理水量の変動に左右されない固定的な経費であり、少なくともこれらが全体の約65%を占めています。

固定費は処理水量の減少に比例して削減することが困難であるため、今後、使用料収入の減少に伴い経営を圧迫する可能性があります。



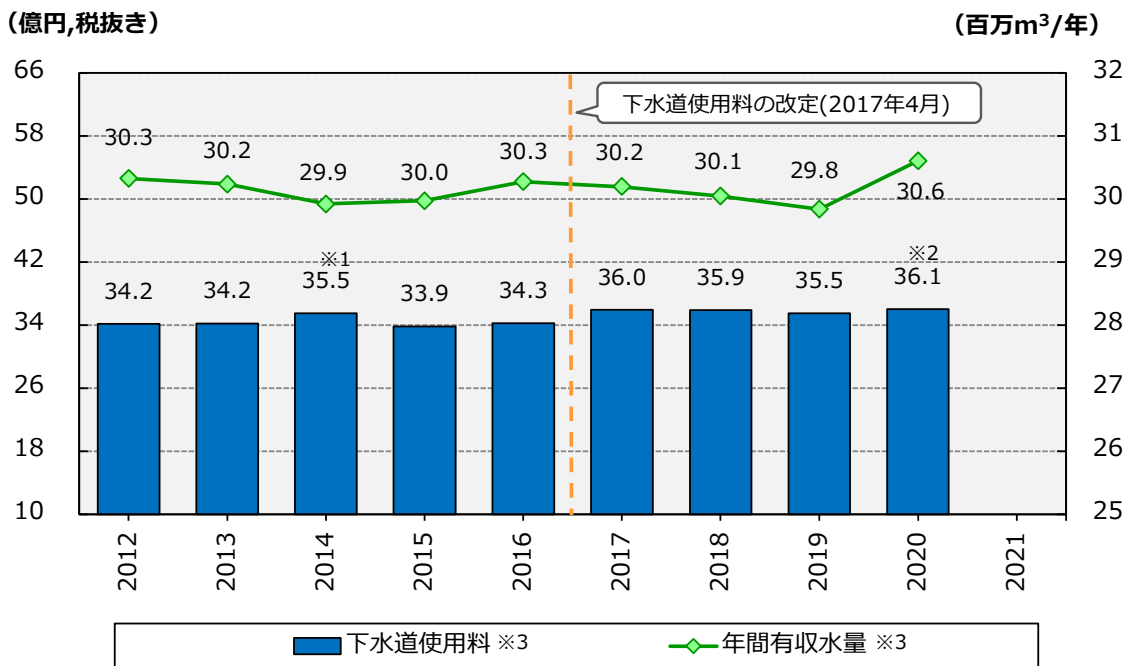
図 2-7 総収益と総費用 (令和2年(2020年)度)

⁶ 【減価償却費】 下水道施設の整備に必要な費用を使用できる期間(耐用年数)で割り振って、毎年計上する費用のこと。

⁷ 【長期前受金戻入】 補助金や負担金など、自己財源以外の財源で下水道施設を整備した場合、その財源について減価償却費に見合う分を収益として毎年計上するものこと。

(4) 下水道使用料

本市では、今後の改築需要が増加することを見据えるとともに事業の赤字を補填する基準外繰入金を減らし、健全な経営を確立するために、平成29年(2017年)4月に下水道使用料を改定しました。その結果、平成29年(2017年)度の下水道使用料は、前年度より約2億円増加しました。年間有収水量は、下水処理区域内人口が微増する一方、節水意識の向上や節水機器のさらなる普及により、家庭からの排水量は微減します。下水道使用料は、大規模な開発計画に伴う事業所からの排水量の増加により、ほぼ横ばいとなっています。



- ※1 平成26年(2014年)度は、法適用移行前年度であり、使用料収入未済額のうち、翌年度に支払われた額を追加した。
- ※2 令和2年(2020年)度は、新型コロナウイルス感染症対策として基本料金を減免していましたが、比較のために使用料減額分を加算して算出しています。
- ※3 下水道使用料・年間有収水量は公設浄化槽事業分を除く

図 2-8 下水道使用料・年間有収水量の推移

(5)企業債⁸

本市下水道等事業で借り入れた企業債の残高は、除々に減少しています。平成19年(2007年)度には、公的資金補償金免除繰上償還⁹を実施し、低利の企業債に借換えることにより、支払利息を削減しました。

今後は、企業債の新規発行額を減らすことにより、支払利息の費用を減らし、過度の負担を将来世代へ先送りしないように努めます。

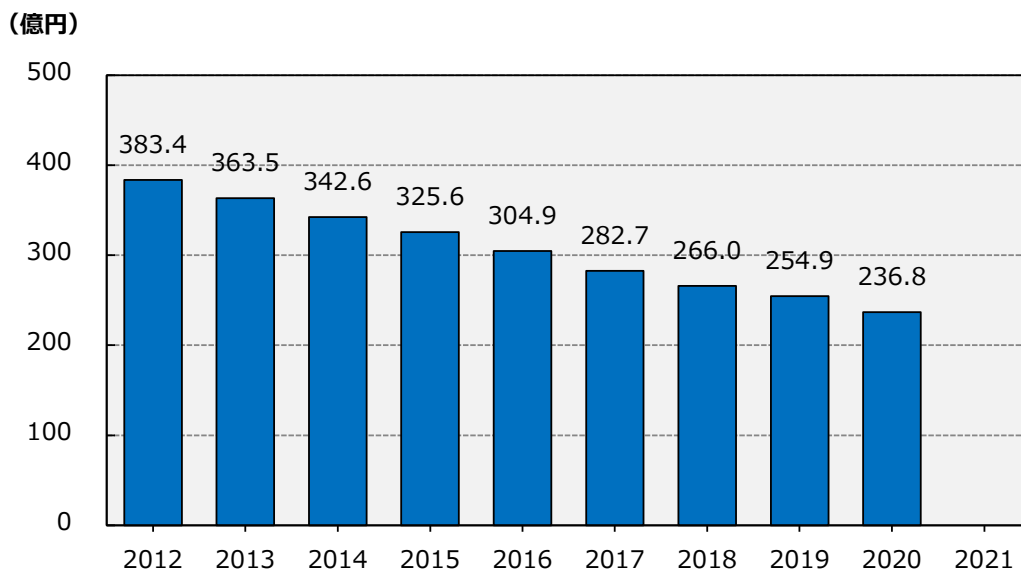


図 2-9 企業債残高の推移

⁸ 【企業債】 地方公営企業が建設事業などを実施するために、国などから借り入れた資金のこと。

⁹ 【公的資金補償金免除繰上償還】 過去に高金利で借り入れた企業債を、補償金を支払わずに繰上償還できる国の制度。本来、借り手側の都合で繰上償還する場合には、貸し手にその利息収入の損失に応じた補償金を支払う必要があるが、この臨時措置では補償金の支払いが免除された。

(6)組織体制

本市下水道等事業では、これまでポンプ場施設の維持管理業務を民間事業者へ委託するなど、組織の効率化を図ってきました。また、管路の点検などで得られた不具合情報などは、電子化した下水道台帳にて整理しており、計画的に修繕などを実施するとともに、住民要望にも対応しております。

下水道等事業の職員数は、平成 24 年(2012 年)度に一時 23 名まで減少しましたが、20 歳代等の若手職員を増員したことにより、令和 2 年(2020 年)度で 28 名です。令和 2 年(2020 年)度における職員一人あたりの使用料収益は、他事業体と比較すると高くなっており、効率的に事業を運営できているといえます¹⁰⁾

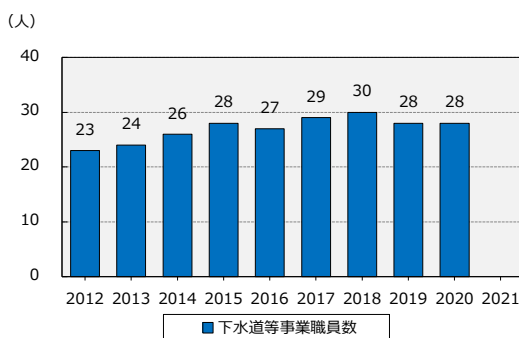


図 2-10 下水道等事業職員数の推移

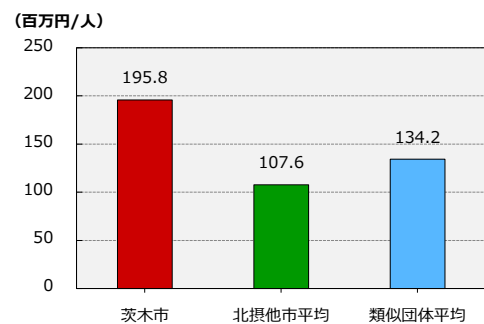


図 2-11 職員一人あたりの使用料収益¹⁰⁾
算出式「下水道使用料収入÷損益勘定所属職員数」

(7)人材育成

将来にわたって、下水道施設を維持するためには、状況に応じた的確な対応ができ、下水道施設の運営に関する専門的な知識や経験を有する職員の確保や育成が重要です。

そのため、公益社団法人日本下水道協会や地方共同法人日本下水道事業団などが開催する研修会への参加や内部研修会の開催などにより、専門的な技術と知識の習得に努めています。

¹⁰⁾ 【北摂他市】豊中市、箕面市、吹田市、高槻市、摂津市及び池田市の令和 2 年(2020 年)度平均値(総務省「令和 2 年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」の数値を使用。P16 も同様)とした。
【類似団体】公共下水道の供用開始後年数、下水道処理区域内人口及び同区域内人口密度が本市に類似している 35 団体(経営比較分析表と同じ団体)の令和 2 年(2020 年)度平均値(総務省「令和 2 年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」の数値を使用。P16 も同様)とした。

(8)他団体と比較した経営状況

令和2年(2020年)度における本市公共下水道事業の経営状況について、北摂他市及び類似団体と比較した結果を次に示します。

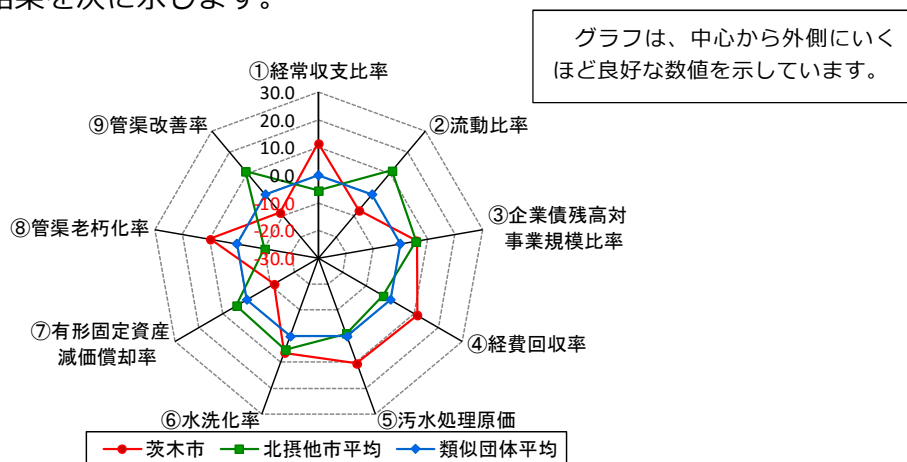


図 2-12 本市公共下水道と北摂他市及び類似団体との経営状況の比較¹¹

経営指標 (令和2年(2020年)度)	茨木市	北摂他市平均	類似団体平均	数値の見方
① 経常収支比率	115.6%	107.4%	107.1%	▲
② 流動比率	54.6%	179.4%	77.7%	▲
③ 企業債残高対事業規模比率	392.8%	394.4%	485.6%	▼
④ 経費回収率	120.1%	105.2%	100.0%	▲
⑤ 汚水処理原価	96.1 円/m ³	104.2 円/m ³	110.2 円/m ³	▼
⑥ 水洗化率	99.0%	98.9%	97.7%	▲
⑦ 有形固定資産減価償却率	50.4%	27.8%	23.4%	▼
⑧ 管渠老朽化率	3.5%	13.6%	8.2%	▼
⑨ 管渠改善率	0.04%	0.37%	0.14%	▲

※ 上表の「数値の見方」で、▲：数値が高い方が良好、▼：数値が低い方が良好を表しています。茨木市は全事業、北摂他市平均及び類似団体平均は公共下水道事業で算出

¹¹ 【経常収支比率】 使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを示す指標。当該値が100%以上であれば、単年度の収支は黒字である。
 【流動比率】 短期的な債務に対する支払能力を示す指標。当該値が100%以上であれば、1年以内に支払わなければならない負債を、現金等で賄うことができることを示す。
 【企業債残高対事業規模比率】 下水道使用料収入に対する企業債残高（一般会計負担分を除く）の割合を表す指標。
 【経費回収率】 使用料で回収すべき経費がどの程度使用料で賄えているかを表した指標。当該値が100%以上であれば、使用料で回収すべき経費を使用料ですべて賄えていることを示す。
 【汚水処理原価】 有収水量1m³当たりの処理に要した費用を表す指標。
 【水洗化率】 下水処理区域内人口のうち、水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標。
 【有形固定資産減価償却率】 有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却費がどの程度進んでいるかを表す指標。一般的には、数値が高いほど、老朽化した資産が多いことを示す。
 【管渠老朽化率】 法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標。
 【管渠改善率】 当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標。

a) 他団体との比較結果

◆ 財務の状況

経常収支比率は約 116% であり、単年度の収支は黒字となっています。また、経費回収率は約 120% であり、北摂他市及び類似団体平均を上回っています。このことから、使用料収入が適正に確保できているといえます。

一方で流動比率は約 55% であり、北摂他市及び類似団体平均を下回っています。これは令和元年(2019 年)度まで資金の不足分を一般会計からの基準外繰入金¹²で賄っていたため、資金残高が少なく、経費回収率は 100% を超えているにもかかわらず、短期的な支払い能力は低い状況となっています。平成 29 年(2017 年)度に下水道使用料を引き上げたこと及び基準外繰入金が令和 2 年(2020 年)度から無くなったことにより、流動比率は改善してきていますが、依然として低い数値であることから、負債を増やさないために、今後の改築投資等に充てるための財源構成などを検討していく必要があります。

◆ 施設の状況

「管渠老朽化の度合い(管渠老朽化率)」は、類似団体平均の 1/3 程度であり、「管渠老朽化対策の実施状況(管渠改善率)」も類似団体と比べて低い値となっています。このことから、本市の管渠は類似団体に比べれば法定耐用年数を超えている管渠は少ないと判断できます。ただし、法定耐用年数の 2 分の 1 以上を経過している管渠が 6 割以上あること及びポンプ場に設置した機械等は法定耐用年数が管渠より短いことから、有形固定資産減価償却率が北摂他市及び類似団体平均より高くなっています。改善が必要な管渠が少ない状況にあることから、管渠改善率は低くなっています。

一方、ポンプ場のうち、大池ポンプ場では、老朽化した設備の改築を進めてきました。今後は、管渠及びポンプ場の改築・修繕を一層進めていく予定です。

◆ 全体

現状は、適正な水準で使用料収入が確保できていますが、今後は、ポンプ場施設の老朽化に加えて、管路の老朽化も進んでいくことから、改築投資等に充てるための財源確保、財源構成の検討を進めていく必要があります。

¹² 【基準外繰入金】総務省より通知される基準に示された項目・計算方法に基づく繰入金(基準内繰入金)に対し、基準に基づかず自治体が独自に行う繰入金を「基準外繰入金」という。